平成22年第3回臨時会

飯島町議会会議録

平成22年11月26日 開会 平成22年11月26日 閉会

飯島町議会

平成22年 第3回飯島町議会臨時会議事日程 平成22年11月26日 午前10時30分 開会・開議

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 第1号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 第2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給

与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 第3号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員(12名)

1番 久保島 巖2番 中村明美3番 坂本紀子4番 浜田 稔5番 堀内克美6番 倉田晋司7番 三浦寿美子8番 北沢正文9番 竹沢秀幸10番 宮下 寿11番 平沢 晃12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫
飯島町教育委員会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 米田章一郎 議会事務局書記 千村 弥 紀

- 1 -

本会議開会

開 議

平成22年11月26日 午前10時30分

議長

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますのでこれより、平成22年 第3回飯島町議会臨時会を開会します。

議員各位には、慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきま すようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

それでは議会臨時会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。冒頭、松下 議長さんには過日、足部骨折をされまして現在に入院加療中ということでございます。心 からお見舞いを申し上げますとともに、経過も順調にまあ回復をされておるようでござい ます。一日も早く完治することをお祈りを申し上げておる次第でございます。

さて、平成22年11月12日付飯島町告示第83号をもって平成22年第3回飯島町 議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全 員の議員の方のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。いよいよ当町でも紅葉の季 節に終わりを告げ、2つのアルプスの山々も少しずつ雪化粧が見られるようになりました。 寒さも日一日と厳しさを増してまいりました今日このごろでございます。今年の農作物は 台風の影響こそなかったものの、夏の猛暑の影響を受けて収穫量や品質において若干の影 響が出ているとお聞きをいたしておるところでございます。近年の異常気象は農作物の栽 培のみならず、生態系の変化や、また間接的には商工業や行政施策など様々な面において 影響が出ておりまして、大変憂慮をいたしておるところでございます。

さて飯島町では去る11月16日に飯島町自治功労表彰を取り行ったところでございま す。今回は個人の方10名と3団体の皆様の表彰をいたしました。受賞をされた皆様には それぞれの分野において長年にわたり飯島町の発展のためにご尽力をいただいた皆様方で ございます。受賞をされました皆様に議会の場をお借りして改めてお祝いを申し上げます とともに、受賞をされました皆様の今後町の行政運営のためにもそれぞれの立場で一層の ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、本臨時会にご提案申し上げます案件につきましては条例案件3件でございます。 いずれも重要案件でございますので、なにとぞ慎重な審議をお願いいたしまして適切なる 決定を賜りますようお願いを申し上げまして議会招集のごあいさつといたします。どうぞ よろしくお願いいたします。

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、3番 坂本紀子 議 員、4番 浜田 稔 議員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議 会運営委員長の報告を求めます。

堀内議会運営委員長。

議会運営委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。本日午前9時00分から議会運営委員会を開 催いたしまして、本臨時会の会期につきましてご審議をいたしました。案件の内容からい たしまして、本臨時会の会期は本日1日限りと決定されましたので報告をいたします。

議長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとした いと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長

異議なしと認めます。従って会期は本日1日限りとすることに決定しました。堀内委員 長自席へお戻りください。

議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に平成22年9月定例会において議決された「農地・水・ 環境保全向上対策事業の継続実施を求める意見書」につきましては、平成22年9月21 日に関係機関へ送付しましたので報告いたします。次に本会議に説明員として出席を求め た方は別紙のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議長

日程第4 第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第5 第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。以上日程 第4から日程第5までの2議案を一括議題といたします。本2議案について議案の朗読を 省略し提案理由の説明を求めます。

町 長

それではただいま一括上程をされました第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例、並びに第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例 及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず1号議案でございますけれども、平成22年度人事院勧告に基づき国家公務員に関 する給与法の一部改正が行われましたことに伴いまして、国に準じて改正をするものでご ざいます。今回の改正つきましては民間給与実態調査により民間と国家公務員との給与の 比較でマイナス0.19%、期末勤勉手当でマイナス0.18月の差が生じているため、 給料表1から6級の一部を除き、40歳代以上の職員について平均で0.1%引き下げる とともに、期末勤勉手当を現行の年4.15月を0.20月引き下げて年3.95月とす るとともに、55歳を超える行政職給料表6級職員について給料月額等を1.5%減額を するものでございます。また、給与構造改革による経過措置額の算定の基礎となる額につ いても、経過措置対象職員を対象に給料表の引き下げに伴い0.41%の引き下げをする

ものでございます。なお改正後の条例つきましては本年12月から適用するものでありま すが、実質的には本年4月分以降の給料及び期末手当について本年12月支給の期末勤勉 手当てにおいて減額調整をするものでございます。

続いて第2号議案でございますけれども、この提案につきましても平成22年度人事院 勧告に基づきまして、国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、 特別職等につきましても6月及び12月に支給する期末手当等の一部を減額改正しようと するものでございます。改正内容は6月に支給される期末手当、現行100分の145を 100分の140として100分の5を減額、また12月に支給される期末手当、現行1 0.0分の1.6.0を1.0.0分の1.5.0として1.0.0分の1.0を減額する、合わせまして1.0 0分の15の減額を行うよう一部改正をするものであります。改正後の条例につきまして は本年12月から適用するものでございます。

以上の2議案につきまして細部につきまして総務課長から説明させますので、よろしく ご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 議長

4番

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑は2議案を一括して行います。質疑はありませんか。

浜田議員

3つほど質問いたします。まず第1点、一般職が減額の対象にされておりますけれども 職員組合の同意が得られているのかどうかということ、それから第2番目、国に準じてと いう説明がありますけれども、これは国の変更をですねできるだけ忠実になぞった変更に なっているのか、あるいは町独自の裁量が働いたのかどうかということ、それから3番目 はこの減額に対するモラルの低下についてはどのようにお考えなのか、以上3点ご質問い たします。

町 長

第1点目の職員組合との合意の問題でございますが、話合いをお願いしまして合意をい ただいておるということでご理解いただきたいと思います。それから国に準じてというこ とでございますけれども、内容的には人事院勧告そのものを同じように適用させていただ いておると、従来から飯島町の給与体系、給与水準というものはあくまでも人事院勧告に 基づいた基準で運用してまいりましたので、今回もそのようにさせていただいたというこ とでございます。職員の士気の問題、大変厳しい状況にあるわけでございます。まあ今回 の改定も議員の皆さんにも一部ご協力をいただくわけでございますけれども、行財政改革 の考え方の中で正規職員を減らしていくというこの過程の中での減額ということで、大変 まあ厳しい対応になるわけでございますけれども、職員と特別職同様にひとつ意識改革を 図りながら町の行政の推進に対して全力的にまあ協力をしてもらって進めていくというこ とでも話し合っておりますので、是非そんなことを期待しながら今回の改定をお願いした いということでございます。

議長

他にありませんか。

7番 三浦議員

ただいまの組合の方からの合意の同意が得られたというお話でしたけれども、それには なかなかいろんなご意見もあったと思うんですけれども、主な職員組合からの意見などあ りましたらお答えいただきたいと思います。

副町長

組合の皆さんと幹部の皆さんと交渉をしてまいりました。主なものということでござい

- 5 -

ますけれども、遡及適用をですね、4月1日遡及適用でなくてまあ条例改正の議決、いわ ゆる12月からの適用にならないかというのが意見として主には出ておりました。それ以 外の内容につきましては今までも給与改定については人勧に準じて、今までも上げるとき には人勧に準じてやってますので、下げるときだけ人勧に沿わないというわけにはまいり ませんので、その辺については十分話合いをして理解をいただいておりますのでよろしく お願いします。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

初めに第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て討論を行います。討論はありませんか。

4番 浜田議員

この条例に賛成する立場から討論いたします。まず第1点ですね、私ども共産党が県民 からのアンケートを求めておりますけれども、その中で行政それから議会に対する大変厳 しい声が届いております。まあいくつかを簡単に紹介しますと、公務員も民間と同じよう にクビにできる県政をですとかですね、それから旅行や外食もかなり減ったと税金の無駄 遣いはやめてほしい、公務員の退職金を減らすべきだと、そうでなくても安定した年収が あるのだからと、それから県議の定数、県職の削減をやれと共産党は反対らしいけれども、 あとは政治家が口ばかりだとかですね、あの行政・議会を励ます意見がほとんどなかった というのが非常に残念な結果であります。で、だから私はこれに賛成するというわけでは ないんです。あの事務的にですね国家公務員の人事院勧告に準じて淡々と減らすと言うだ けでいいのかどうかということを考える時期にきているんじゃないかと、まあそのきっか けの意味も含めて考えてみたいという意味で、今のような意見の背景とすれば賛成だけれ ども、同時にもっと考える課題があるということを申し上げたくて討論をしているわけで あります。1つこれはですねOECDの国家公務員の比率を示したグラフです。1,00 0人当たりのグラフです。で日本はこちらから3番目、1、000人当たり179人です か、世界各国から比べてですねもう既に十分に小さすぎる政府だということが日本の公務 員の全貌であります。それからこのグラフの中には赤と青で分けてありますけれども、赤 が女性の公務員、青が男性の公務員と、で、こうしていますと比較的男性の公務員のばら つきは世界的に見ても少ないんですが、女性の公務員はですね日本は非常に少ない、で、 イスラム圏を除けば一番女性公務員の少ない国は日本ということになります。これは国家 公務員も地方公務員も含めての話です。これは一体何を意味するかというと、女性公務員 が採用される中味というのはどちらかというと福祉・医療、まあ社会保障系に非常に多い。 逆に日本の公務員は公務としてこういった事業に従事していないということをこのグラフ は同時に示しているというふうに私は思っています。それからもう一つは、日本は役人天 国だというまあ一部のマスコミの批判がありますけれども、じゃあそれに対してですね報 酬はどうなっているのかというのをやはり先程の国々についてプロットしたグラフです。 横軸が公務員の比率、縦軸がGDPの中で公務員に支払われている給与ということになり ます。この直線から見ますと実は日本はこの直線よりも下のほうにあります。つまり平均

して見た場合には決して公務員天国でもなんでもないということですね。つまり何が言い たいかというと、日本は先進の多くの国々に比べて、本来国民に寄り添いあるいはその社 会福祉を推進するという中央政府あるいは地方政府の力は極めて弱い状態にあるんだとい うことですね。その中で人員削減も行われ給与の引き下げも行われている。で、このこと をやはりわれわれは直視する必要があるんじゃないかと、先程申し上げた県民の声と、そ の一方で公務員がですね非常に削減されて本来のサービス、行政サービスを行えないほど 縮小されていることの関係は何かということを我々は改めて考える必要があるだろうと思 ってます。それは端的に言えばですね、1つはその行政が生活難や就職難まあそういった ことに追い込まれている国民や住民からですね行政サービスが十分に理解されていないと いうことですね。それからもう1つは国民・住民の中でどちらかというとマイナスの比較 が行われてですね、あの人はわれわれよりましだとかましではないとか、そういう方向に 問題が拡散されていると、で、これに対して私たちは2つのことをしなきゃいけないんじ ゃないかと思います。1つはやはり行政は何をしてきているのか、それから世界規模で見 てどれだけ我々が少ない人員や給与の中でサービスをしているのかということの理解を求 めなければいけないということが1つと、それからもう1つはですね、やはり生活の困難 に直面している人々に対して行政がですねこれだけ支援をしているということをもっと分 かる形で推進する、特にこの厳しい経済状況の中でそれを積極的に推進するべきであると いうことがこの2つの解、非常に大きな矛盾のデータが示していることじゃないかと思い ます。ですので、この理解が得られない現代の段階で私どもが給与改定に反対するという ことはいたしませんけれども、これはただ今後も事務的に続ければいいんではないという ことの問題提起を含めて替成討論にいたしたいと思います。

議長

反対討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長

次に第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第6 第3号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について議案の朗読を省略し提案理由の説明を求めます。

哥町長

それでは第3号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成21年度の繰越事業であります地域介護福祉空間整備事業につきまして、本年度飯島地区交流センター、これはあの飯島の成人大学センターでございます。及び七久保地区交流センター、これは七久保林業センターでございます。これの施設整備を行ってまいりました。この2つの施設の整備が完了し供用開始の運びとなりましたので、当施設を加えるための条文整備を行うものであります。併せまして附則におきまして関連する議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の関係条文の整備を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第3号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長

これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで町長から臨時議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長

それでは第3回議会臨時会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件を原案のとおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。当町における経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続いております。本日議決をいただきました人事院勧告に基づく給与の減額改定等につきましては、議会の皆様にもご協力をいただくわけでございますが、職員にとりましては大変厳しい内容となっております。飯島町では現在、ふるさとづくり計画に基づいて正規職員の数を減じておりますが、しかし地方自治体の事務事業や住民ニーズは毎年増加する一方で、かつ複雑化をきたしております。職員も大変厳しい状況の中で飯島町のために精いっぱい頑張っていることを是非ご理解をいただきたいと思います。今後も町長以下職員一丸となって町の発展のために専心努力をしてまいる所存でございます。

さて、来月は師走となり大変お忙しい時期となりますが、議会定例会の開催月でもございます。議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただき、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げまして臨時会閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長

以上をもって平成22年第3回飯島町議会臨時会を閉会します。

午前10時14分 閉会

上記の議事録は、事務局長 米田章一郎の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員